

令和7年度西原町子育て世帯訪問支援事業業務委託(単価契約)仕様書

本仕様書は、西原町(以下「甲」という。)が委託する子育て世帯訪問支援事業業務を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 業務名

西原町子育て世帯訪問支援事業

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦及びヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、子育て等の支援を実施しながら、家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とする。

4 支援対象者

町内に居住し、児童、保護者又は妊婦からの相談若しくは庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により、次のいずれかの事由に該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある児童の保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他町長が事業による支援が必要と認める者(支援を要するヤングケアラー等を含む。)

5 業務内容

乙は、西原町子育て世帯訪問支援事業利用委託契約書に基づき、支援対象家庭と利用調整を行い、訪問支援員は下記に掲げる内容を包括的に実施するものとする。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備
- イ 洗濯
- ウ 掃除

エ 買物の代行やサポート

オ その他日常的な家事に関して特に必要と認められるもの

(2) 育児・養育支援

ア 授乳・食事の世話

イ おむつの交換及び排せつの介助

ウ 入浴の介助

エ 宿題の見守り

オ 保育所等の送迎

カ 通院等の外出時の補助

キ その他日常的な育児に関して特に必要と認められるもの

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言(専門職対応が必要な内容は除く。)

(4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 支援対象者やその家庭の児童の状況・養育環境の把握に努め、その内容を町へ報告するものとする。

(6) 保育所等の送迎は、原則として保護者同行とする。ただし、町長が必要性を認め、乙と保護者双方が合意した場合に限り、保護者が同行できない場合でもこれを可とする。

(7) 個別ケース検討会議等への出席を求められた場合、原則、担当する訪問支援員が出席する。

6 実施場所

原則として保護者の在宅時に行う。

ただし、保育所等の送迎や、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者の不在時に支援を行うものとする。

7 事業の利用回数等

(1) 1回の利用につき2時間を限度とし、1年間当たり24回を限度とする。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めた場合は、回数及び時間について状況に応じて判断するものとする。

(2) 派遣期日は、月曜日から土曜日の午前7時から午後6時までの内、訪問支援員を派遣可能な時間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く。

8 委託する事業者の要件

次に定める要件を全て満たすこととし、要件を満たさなくなった場合には委託契約を解除する。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

- ア 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- ウ 児童福祉法に基づく認可外居宅訪問型保育施設の届出をしている事業所
- エ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所

(2) 西原町内に事業所が所在していること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するもの)又は暴力団員の密接関係者が、役員就任や経営関与している団体等
- イ 国税、地方税を滞納している団体等
- ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払停止事由が発生している団体等
- エ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けている団体等
- オ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申立てを行っている団体等
- カ 専ら宗教活動や政治活動を目的としている団体等

9 訪問支援員の要件

訪問支援員は、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

(1) 甲が適当と認める研修を修了した者 ※町が主催する研修を修了した者

(2) 以下(ア)～(ウ)に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

10 研修の実施

乙は、訪問支援員に対し、甲が適当と認める次の研修を受講した者を登録することとする。

- (1) 町が実施する研修(事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等)
- (2) 育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの)

11 事業報告

乙は、翌月10日までに当該月分の「西原町子育て世帯訪問事業実施確認書」及び「西原町子育て世帯訪問支援事業訪問支援員活動報告書」を甲に提出するものとする。

12 委託料の支払

乙は、前項に定める委託料を、毎月の実績報告書と併せ翌月10日までに甲に請求するものとし、甲は請求書を受領後30日以内に支払うものとする。

13 帳票類の整備等

- (1) 事業の適正な実施を確保するため、支援に関する記録及びその他必要と認める帳票類を整備し事業終了から5年間保存しなければならない。
- (2) 乙は、甲からの委託業務についての調査や求められた事項の報告に応じなければならない。

14 事故及び損害の責任

- (1) 乙は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、乙に故意又は重過失のない限り、委託者がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- (2) 乙は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故等については、「教育・保育施設における事故の報告等について」(令和7年3月21日付けこ成案第44号6教参学第51号こども家庭庁成育局安全対策課長等通知)に基づき、速やかに委託者へ報告しなければならない。
- (3) 甲は、事故報告を受けた場合は、乙と共同してその解決に当たるものとする。

15 実施体制

事業実施に当たっては、次のとおりスタッフを配置(専任でなくてもよい)すること。

- (1) 本事業の管理責任者を配置すること。
- (2) 訪問支援員の相談指導体制を確保すること。
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること。

16 事務実施に関する事項

- (1) 支援の際、訪問支援員は乙が発行する身分証明書を携行し、求められた場合は、必ず提示しなければならない。

- (2) 訪問支援員の急病等により、訪問支援員の派遣が困難な場合は、代替の訪問支援員を派遣するなど、対象者に不利益を生じさせてはならない。
- (3) 業務の遂行に当たって乙の行う本業務以外の業務又は事業の宣伝を行い、利用者を誘導してはならない。

17 留意事項

- (1) 乙及び訪問支援員は、支援対象者のプライバシーの保護に万全を期し、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、受託期間満了後又は解除後においても同様とする。

18 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。